

1 介護保険の経緯

平成8年12月	<ul style="list-style-type: none"> ・(国) 介護保険関連三法案国会提出 (介護保険法、介護保険法施行法、医療法の一部を改正する法律)
9年4月 12月	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉部福祉計画推進担当課に介護保険主査を設置 ・介護保険関連三法公布
10年4月 6月 7月 10月 12月	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉部に介護保険担当課を設置 ・介護保険制度実施本部を設置 ・練馬区要援護高齢者実態調査を実施 ・要介護認定のモデル事業を実施 ・練馬区介護保険事業計画策定懇談会を設置 学識経験者等委員20名(うち公募区民10名) ・(国) 介護保険関連三法修正案制定 (介護保険法、介護保険法施行法、医療法の一部を改正する法律)
11年4月 6月 8月 9月 10月 11月 12年1月 2月	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉部に介護保険課を設置 ・練馬区介護保険事業計画に関する区民意見を募集 ・区民に対して介護保険制度の地域説明会を開始 (以降、制度開始まで随時開催) ・福祉部を廃止し、保健福祉部に介護保険課を設置 ・練馬区介護認定審査会委員の定数を定める条例を制定 (介護認定審査会委員の定数を280名とする) ・練馬区における第1号被保険者の介護保険料を試算 (介護保険料基準月額 約3,500円) ・事業者説明会を開催 (以降、随時開催) ・訪問調査員研修、介護認定審査会委員研修を開始 ・練馬区で独自に被保険者証に準じて作成した練馬区準備事務整理票、申請案内リーフレット等を65歳以上の区民全員に送付 ・要介護認定申請、居宅サービス計画作成依頼届の受付開始 ・既存の福祉サービス利用者への制度移行勧奨を実施 ・介護認定審査会で審査・判定事務を開始 ・介護保険事業計画素案を決定・公表 (区民からの意見募集のため地域説明会を4回開催) ・介護保険事業計画策定懇談会の最終報告が提出される ・介護保険事業計画決定・公表 (第1号被保険者の介護保険料基準月額 3,100円)

平成 12 年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・練馬区介護保険条例、練馬区介護サービス調整委員会条例を制定。これに伴い練馬区介護認定審査会の委員の定数を定める条例を廃止 ・練馬区介護保険事業計画を策定 ・練馬区介護保険被保険者証、制度・申請案内パンフレットを 65 歳以上の区民全員と要介護認定を受けている第 2 号被保険者に送付
12 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度開始 ・国の特別対策による訪問介護利用料減額の対象者を、練馬区独自に拡大して実施 ・介護保険課を管理係、事業計画主査、相談係、認定係、審査会主査（5）給付係、資格係、収納係に改組 ・各医療保険者による第 2 号介護保険料の納付開始 ・基準該当サービス提供事業者の登録を開始
5 月	<ul style="list-style-type: none"> ・練馬区介護保険サービス調整委員会を設置
6 月	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所生活介護・療養介護について、訪問通所サービスの区分支給限度額の振替利用制度を開始 ・「介護保険サービス提供事業者一覧（居宅サービス版）」を創刊
7 月	<ul style="list-style-type: none"> ・練馬区介護保険運営協議会を設置 ・第 1 号被保険者の介護保険料が 10 月から年金天引き（特別徴収）となる方へ事前のお知らせを送付
8 月	<ul style="list-style-type: none"> ・「介護保険サービス提供事業者一覧（施設サービス版）」を創刊
9 月	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス利用者と事業者に対してアンケート調査を実施
10 月	<ul style="list-style-type: none"> ・第 1 号被保険者の介護保険料の納入通知書を送付、納付開始 （国の特別対策による全額免除期間が終了し、13 年 9 月までの 1 年間は本来の額の半額で 10 月分から半額納付を開始） ・高額介護サービス費の支給申請案内の送付を開始
13 年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・13 年 4 月から下記の事業開始を決定 <ul style="list-style-type: none"> ○ 国の特別対策による訪問介護利用料の減額対象者を、練馬区独自の基準により拡大する ○ 要介護認定申請中に死亡するなど結果が出せなかった方で、暫定ケアプランによりサービスを利用していた方へ、練馬区独自に保険給付相当額を支給する
4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険課相談係を廃止し、各総合福祉事務所に基幹型在宅介護支援センターを設置し、介護保険の相談、事業者指導、住宅改修・福祉用具購入費の支給申請窓口を改組する